



公益財団法人 協和協会 事業報告

自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日

東京都千代田区永田町2-9-6 十全ビル606号

公益財団法人 協和協会 事業報告

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1、研究調査活動

「万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治・経済・社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を発表普及し、もって我が国の政治・経済・社会体勢の発展に寄与する」という当協会の趣旨・目的に基づいて、政治、経済、社会各般にわたって資料を集め、情報を収集して、以下のような調査研究、要請書活動、普及推進運動を行った。

イ) 教育部会 (部会長は江口一雄会長代行兼任→若林克彦国士舘大学前学長)

本年度は、まず、下村博文文科大臣の発表された「主な文部科学行政推進施策(44項目)の中から、提言すべき課題を選定したところ、「高校無償化」の見直しが最も多かった。そこで、3年前に提出した『保育・幼児・小・中・高・大学・大学院にいたる保育・学校制度の抜本的改革案』を再度見直すこととし、審議に入った。(同要請書は下村文科大臣に参考資料として再提出した)

11月27日、江口一雄部会長が急逝された。ここに、改めて、長年にわたり教育部会長を務められ、熱心に取り組んで下さった江口一雄会長代行の御冥福を心からお祈り申し上げます。

年明けから後任部会長人事を検討し、若林克彦国士舘大学前学長のお名前が上がり、3月の理事会にて正式に部会長に就任された。新部会長のもと、高校・大学・大学院を中心とした高等教育改革について検討する方針となった。

ロ) 科学技術部会 (部会長は西原巧元北海道開発事務次官)

内部に、a：環境技術委員会、b：新エネルギー委員会、c：発明検討委員会、d：政策課題委員会の4委員会が活動しているので、以下、この順に従い活動状況を報告する。

a：環境技術委員会 (委員長は、坂本忠彦元建設省土木研究所長)

環境技術委員会では、本年度、以下のような課題を検討した。

- ①、保科壽治(株)環境向学代表取締役より、「逆浸透膜小型浄水装置の技術」について解説を受けた。

- ②、坂本哲夫工学院大学教授より、「PM2.5を粒子ごとに分析できる新顕微鏡」について解説を受けた。
- ③、内藤敏(株)熊谷組新事業開発室・資源循環・新エネルギーグループ 部長より、「人工腐植と石炭助燃材開発」について解説を受けた。
- ④、新エネルギー委員会と合同で、日本工営(株)の中央研究所（茨城県つくば市）の見学会を行った。
- ⑤、土屋信行元東京都建設局課長より、「首都東京の水害の各種態様とその対策」について解説を受けた。
- ⑥、酒谷幸彦国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課砂防施設評価分析官より、「砂防対策の現状と今後の課題」について解説を受けた。
- ⑦、米持真一埼玉県環境科学国際センター専門研究員より、「PM2.5発生源を特定する方法と対策」について解説を受けた。
- ⑧、ここ数年、異常気象による人命被害が多発していることから、「地殻変動・異常気象に関する提言」を検討した。
- ⑨、鈴木弘明日本工営(株)中央研究所総合技術開発部副技師長より、自然由来重金属による環境汚染対応の現状と課題について解説を受けた。
- ⑩、猪野大輔パナソニック(株)先端研究本部光化学デバイス研究課研究員より、光触媒を活用した水浄化技術について解説を受けた。
- ⑪、これらのほか、毎回、中島稔委員に提供・解説いただいている「環境技術関連ニュース」は、環境に関する最新情報の認識・検討に大いに役立った。

b：新エネルギー委員会（委員長は、中島稔ナカシマホールディングス(株)副会長）
新エネルギー委員会では、本年度、以下のような課題を検討した。

- ①、芦田譲京都大学名誉教授より、「地熱発電の最近の動き」について解説を受けた。
- ②、山根公高東京都市大学元准教授より、「水素エンジン自動車研究の現状」について解説を受けた。
- ③、足立貴義大陽日酸(株)山梨研究所開発・エンジニアリング本部プロセス事業部主任研究員より、「バイオガスからメタンと二酸化炭素を分離する技術」について解説を受けた。
- ④、環境技術委員会と合同で、日本工営(株)の中央研究所（茨城県つくば市）の見学会を行った。
- ⑤、副島敬道大成建設(株)技術センター技術研究所環境研究室研究員より、「稲わらからのバイオエタノール製造の高収率化技術開発」について解説を受けた。
- ⑥、中島委員長提供による、NHKスペシャル「エネルギーの奔流」DVDを視

聴した。

- ⑦、米原沙織ナカシマプロペラ(株)総務部次長より、「ナカシマプロペラの技術」について解説があった。
- ⑧、大坂武男東京工業大学大学院教授より、「白金と同等の活性を有する低コスト・高耐久性燃料電池触媒」について解説があった。
- ⑨、本田大作(株)レノバ取締役より、「水素社会の将来」について解説があった。
- ⑩、中村龍平理化学研究所グループリーダーより、「マンガン触媒による水分解技術」について解説があった。
- ⑪、これらのほか、毎回、中島稔委員長に提供・解説いただいている「新エネルギー関連ニュース」は、最新情報の認識に大いに役立っている。

c：発明検討委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼任）

この委員会は、当協会が、約30年前、石油などエネルギー資源をはじめその他の資源も少ない日本、そして未曾有の高齢社会へ突入した日本が、21世紀を生き延びるためにはいかにあるべきかを検討したとき、他国に先駆けて新技術・新発想を生み出し、そうした高度先進技術を世界へ提供してゆくより日本の生きる道はないとの結論に達し、その理念に基づいて設置されたのが、この「発明検討委員会」である。

以来、環境技術やリサイクル技術、エネルギーに関するもの、その他、各種の新発明・新技術がいろいろと持ち込まれるので、これらを検討し、その真贋性、世に出すことの有用性、当団体の支援のあり方、などを審議し、また、持ち込まれた新発明・新技術の性格・内容に応じて、専門家の意見を聞き、あるいは専門委員会を開くなどして、検討・判断している。そして、その上で、確かと思われるものは、その実用化などにつき、大手企業などに推薦してゆく方針である。

現在、検討中の主たるものとして、特に九州において、牛、豚、鶏などの畜糞尿の肥料化への指導と、畜舎のアンモニア臭除去はじめ細菌減少による生産性向上につき指導している。

d：政策課題委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼任）

この委員会は、技術面に関する法制度、法律・政令などの新設・改廃等を検討するとともに、他の委員会が作成し提出した政府宛要請書につき、後追い調査し実効あらしめるよう、役所などへ働きかけることを役割とする。当年は、前掲の3委員会での調査研究に関し、省庁担当官等にレクチュア依頼し、また事後に、当委員会での検討中に出た疑問点について、省庁等に問い合わせを行った。

ハ) 安全保障部会（部会長は、大野功統元衆議院議員・防衛庁長官）

当部会には、防衛省・自衛隊の経験者、その他軍事専門家や学者・有識者など多数参加し、過去に33本に及ぶ要請書を、総理大臣はじめ関係大臣に提出している。本年度は、

- ①、堀地徹防衛省整備局装備政策課長より、「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、武器輸出禁止の緩和を行った点について解説を受けた。
- ②、茂木陽防衛省防衛政策局防衛政策企画官より、「集团的自衛権」行使容認について、具体的な15事例を交えて解説があった。
- ③、大野部会長より、「北東アジアの平和と安全」と題して、ウラジオストックで開催された日・韓・露によるシンポジウムに参加された報告があった。
- ④、山口大治外務省アジア大洋州局日韓経済室長兼朝鮮半島政策調整官より、日韓関係に横たわる各種問題点について解説を受けた。
- ⑤、前川清武蔵野学院大学名誉教授、元自衛隊陸将補より、「中東・極東・東欧のリンケージクライシス」について解説を受けた。
- ⑥、飯田将史防衛省防衛研究所主任研究官より、「中国の海洋進出と東アジアの安全保障」について解説を受けた。
- ⑦、鈴木敦夫防衛省防衛政策局次長より、「平成26年度版防衛白書」について解説を受けた。
- ⑧、坂本大祐防衛省戦略情報分析室長より、「最近の国際軍事情勢」について、特に中国の動向について解説を受けた。また、「ISIL（テロ側は「イスラム国」と自称）」について、組織の実態を中心に解説を受けた。
- ⑨、五味賢至防衛省防衛政策局防衛政策課企画調整官より、「安保法制整備」について、集团的自衛権行使容認を契機に、自衛隊法はじめ関連法制の整備について解説を受けた。

二) 政治経済部会（部会長は現在空席）

25年2月に植竹繁雄部会長が逝去されて以降、各種課題は月例講話会はじめ、安全保障部会など他の部会において検討した。

a：災害時緊急支援体制検討委員会（委員長は、清原淳平専務理事兼務）

当協会は、平成5年に大震災対策要請書を政府へ提出。平成17年には大震災の救出にすぐ当たれるよう、内閣府内に特別予算枠を設けることを求める要請書を提出。さらに平成18年には、各種現場実務者を集めた「大震災・大事故対策委員会」を設けて検討した結果、全国で地盤のしっかりした地域に基地を設け、大型ヘリを中心とする抜本的対策要請書をつくり、毎年のように時の政府へ提出してきた。もし、これが採用されていれば、3月11日の大震災の犠牲者は少な

くてすんだのに、と残念でならない。

b) 少子化対策検討分科会（分科会長は、小田垣祥一郎元東北管区警察局長）

この分科会は、少子化対策は我が国存亡の危機に関わる重要課題である、との認識から政治経済部会内に設置され、平成22年4月に『我が国の少子化問題を克服するための緊急提言』を政府へ提出した。

ホ) 医療福祉部会（部会長は、田中慶司東京医科大前理事長、元厚労省健康局長）

本年度は、月例講話会にて、中谷一泰昭和大学名誉教授より、「認知症を予防しよう！」と題して、早期予防の必要性について詳細な解説があった。（添付資料も参照）

ヘ) 交通部会（部会長は関根謙一元警察庁交通局長→吉田英法元関東管区警察局長）

当部会は、古くから、「交通事故死者数をいかに減らせるか」を検討しており、関根謙一元警察庁交通局長の御指導のもと、年間を通して、警察庁交通企画課の成富則宏課長補佐（警視）、8月に成富補佐が栄転されてからは中嶋正浩課長補佐（警視）より、詳細な御解説をいただいた。

①、5月に、道交法施行令の一部が施行され、その結果、危険運転致死傷罪が道交法から刑法に移る、アルコール等影響発覚免脱罪の新設、無免許運転の刑の加重等が盛り込まれた、との解説があった。

②、春から初夏にかけては、小学校低学年生の事故死者が増加傾向にあったことから、街頭活動と啓発活動を強化した、との解説があった。

③、18歳以上から中型貨物免許を取れるように運転免許制度を改正していただきたい、との物流業界からの要請があり、現行5t以上の貨物自動車は20歳以上で取得するところ、3.5t～7.5tの範囲を新たな区分とし、18歳以上で免許取得を許可する方向で検討が進められている、との解説があった。

④、夏季は飲酒死亡事故が増加する傾向にあることから、重点的な啓発・広報活動を行った、との解説があった。

⑤、安全・快適な自転車利用環境創出の促進のため、自転車による危険行為をした者に対する講習の義務付けなどを道交法に盛り込むべく、検討が進められた、との解説があった。

⑥、こうした各方面にわたる交通警察の御努力の結果、平成26年度の交通事故死者数は4113人で前年比260人の減、14年連続の減少となった。また、8月には1日平均死者数が史上初めて10人台を割った。高齢者の構成比は53.3%を占めている。

⑦、道交法施行令の施行後、平成26年中に危険運転致死傷罪は563件、無免許加重は34件、アルコール影響103件、アルコール影響発覚免脱は72件あった。

なお、3月の部会をもって10年以上務められた関根謙一部会長が勇退され、吉田英法元警察庁関東管区警察局長に部会長を引き継いだ。

ト) 国際親善部会 (部会長は、清原淳平専務理事兼任)

以前から、韓国、中国、台湾などの有志から、政府や議員間の交流は進んでいるけれども、民間の交流がはかどらないので、そうした真の親善活動の窓口となつてほしい、との申し出があったことから、当団体では、この「国際親善部会」を設置し、民間レベルでの国際交流を活性化すべく努めている。

特に、当団体は、韓国の漢字復活を希う学者有志からの要請により、日・韓・中、台がかつては同じ漢字文化圏として、書けば意思の疎通が出来たのに、戦後、日本は字画数の多い字につき一部略字化したが、台湾は全く略さない旧漢字を用いたのに対し、韓国は原則として漢字を廃してハングル文字化し、中国大陸では極端に略した簡体字を用いたため、この60年間で、もはや同じ漢字文化圏とは言えなくなってしまった。これを憂えた日・韓・中、台の学者有志は、この事態を調整すべく、国際会議を開催することになり、1991年以降、ほぼ2年に一度、各国・地域持ち回りで会議を開き、2005年の日本開催(当団体が主催)までは、漸時、協調姿勢が高まり、四カ国が1996字を共通漢字とし、他の異なる字は、字画を統一してアジアにおける共通言語への道を拓こうとした。

ところが、2年後の中国開催の会議では中国側の態度が変わり、各国の漢字を調整して共通の常用漢字をつくる意思はなく、国家の方針として、現在の簡体字に固執することを表明したので、韓国側が大反発する事態となり、いま当団体が両国の間に入って事態打開の途を探っているところである。

なお、国際友好協調に関しては、当団体の半田晴久理事長が、別途、古くから、カンボジアへ病院を建てて寄付したり、中国奥地に学校を造って寄付したり、オーストラリア、エジプトをはじめ、多くの国々と文化・芸術交流を深める等々、多大の国際貢献を果たされているので、ここに付記し、敬意を表したい。

チ) 伝統教育部会 (部会長は、清原淳平専務理事兼任)

この部会内には、(a) 旧枢密院建物保存委員会、(b) 伝統芸術支援委員会、(c) 歴史人形館推進委員会、の3つの委員会を持っている。

(a) 旧枢密院建物保存委員会は、皇居三の丸内の旧枢密院の建物保存・活用の

推進に当たっている。この問題は、昭和55年6月に、当関係団体宛てに憲法学会が会員有志連名で「旧枢密院の建物は、歴史的・建築学的に貴重な建物なので取り壊さないよう、政府へ斡旋してほしい」との陳情を受けて始まったもので、その後、この伝統教育部会が引継ぎ、当時の総理にお願いして取り壊しは延期していただいたが、引き続き、当団体の幹部・関係者が、総理府、宮内庁、文部省、あるいは警察庁、皇宮警察本部などと話し合っ、この建物の保存・活用のため、努力してきたが、本籍官庁として名乗りを上げる省庁がなく、難航していた。

平成17年1月7日に、総理官邸にて、時の細田博之内閣官房長官にお目にかかり、『旧「枢密院」建物の歴史的・建築学的重要性に鑑み、取り壊すことなく、永久保存していただきたい要請』書を提出した。

その後、平成19年3月13日付けの新聞に、皇宮警察が数年をかけて補修し、会議室や音楽隊の練習場として使う旨の記事が掲載された。そして、推移を見守ってきたが、平成25年6月、保存工事が完了し、皇宮警察本部として再活用される事となった。同要請書が30年越しで実現したことを報告する。

(b) 伝統芸術支援委員会は、30年程前から支援してきている「現代日本書家協会」（現会長は、日本春秋書院の大日方鴻介院長）に対し、毎年、その全国公募書道展での特別優秀者に出す総理大臣賞、衆議院議長賞、参議院議長賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞、の賞状下付を斡旋しており、本年度も、例年どおり賞状下付を実現した。

展示場は、前年と同様、六本木の「国立新美術館」の展示場にて「第30回全国公募展」が開催され、全国から約10,000点の応募があり、そのうち、一次審査後の作品数は1321点、受賞して飾られた作品は140点、展示数は、178点となった。

本年度は、第30回記念大会と言うことでもあり、月例会に代わる観賞会を開催し、大日方会長に作品の解説もいただいた。

また、授賞式は同じ国立新美術館の講堂にて行われ、清原伝統教育部会長が、大臣賞状の授与の一端を担い、来賓を代表して祝辞を述べた。なかなかの盛会であった。

(c) 歴史人形館推進委員会は、伝統・歴史教育の観点から、当団体が企画して、岩手県平泉の中尊寺脇に建設した「夢館 奥州藤原歴史物語」館（平成4年7月20日にオープン）は、現地での観光名所の一つであった。その後、香川県に、「平家物語歴史館」、高知県に「坂本龍馬・高知偉人館」、宮城県に「伊達政宗歴史館」が出来ている。

当委員会では、全国各地に、こうした蠟人形による歴史館・産業館の企画・推

進を目指している。当面、日光での「徳川15代歴史館」、足利での「足利15代歴史館」、京都での「源氏物語絵巻館」、そして、東京での「江戸情話物語館」（いずれも仮称）等々が企画されているが、20年以上も不景気が続いてきたいま、名乗りを上げる企業がなく、中断状況にある。

リ) 世界を知り日本を知る研究会（清原淳平専務理事・事務局担当）

この研究会は、事務局が指導してきたもので、早稲田・慶応・東大・一橋・明治など各大学生・院生や、松下政経塾生、若手社会人、などで構成され活動してきた経緯があり、これまでに6本の政府宛要請書を起案作成し、かなりの実績を挙げてきた。

しかし、当時の学生も卒業して、省庁や都庁、報道機関などに就職し、また、事務局も多忙を極めているので、いまは中断している。しかし、20数年ほど前に、この研究会で指導した一青年が、平成15年11月の総選挙で、衆議院議員に初当選し、現在も国会議員として活躍していることは、喜ばしい限りである。

▷なお、上記の研究調査活動が多岐にわたり、また、いずれの部会・委員会の活動も新規活性化する場合は予想され、また、それらの広報や機関紙発行などに備えて、日常経常費の外に、それらのための予備費を設けていることを、付言しておく。

ヌ) 「鎮魂と平和の苑」事業（故櫻内義雄元衆議院議長、上田稔理事長、清原専務）

この事業は、櫻内会長時代に政府へ趣意書や要請書を提出してお願いしており、現在は、後述するように、櫻内元会長の判断・御指示にて、政府の出方待ちで静観する、ことになっている。

ただし、この事業に関しては、内外部から誤解を生じている面もあるので、この際、これまでの経過を、長文になるが、やや詳しく説明・報告しておくこととする。

この事業を始める発端は、平成7年頃、当協会教育部会で、荒廃した教育をどう立て直すかを検討した際、もはや制度や組織を改めるだけではならず、いわば「日本人の心の再建」が必要である、との意見が出て、それには何をすべきかを検討した。

その結果、当時、溺れる他人の子供を助けるため、飛び込んで自らは溺死されたケースが話題となったこともあり、そうした他人に尽くして亡くなった方は、数日は感動を呼び話題となっても、やがて忘れ去られてしまう。しかし、こうした立派な方々は末永く顕彰すべきだ、との声が上がリ、当時、調査すると、戦後

だけでも、警察官で犯人逮捕などで殉職された方が850人、消防が消火活動などで2000人、自衛隊が訓練などで1950人、鉄道・船舶など公共運輸機関で数千人、道路・橋梁・港湾・ダムなど公共工事関係では数万人の方が亡くなっていることが分かった。

こうした殉職者は、その土地土地で慰霊・顕彰されているが、これをある特定の地域に祀り、その顕彰館も設置し、誰でも何時でもお参りできる施設をつくりたい。そうすれば、そこをお参りした方々は、「世の中には、こうして他人・社会・国家のために尽くして亡くなった方がいるのだから、自分も、悪いことをしてはいけない。少しでも良いことをしよう」という気持ちになるであろう。そうして「日本人の心情を浄化する」運動こそ、真の教育になる、との意見が出た。

そして、丁度その頃、当協会の小玉外行会員（故人）から、それなら、先の大戦で亡くなった民間人を含む戦没者の方々の慰霊する施設も併設してもらいたい、とのお話があった。すなわち、小玉会員は、御自身が民間人としてフィリピンにおられ、現地召集を受け軍人となったが、時すでに日本軍は連合軍に追い詰められて、ルソン島の密林に逃げ込んだ。そのときは、軍人・軍属も一般民間人も一緒に、乳飲み子を抱えた婦人たちも、連合軍の落とすナパーム爆弾、あるいは、洞窟に潜んでも火炎放射機で焼き殺された。軍人・軍属の方は靖国神社にお祀りされているのでまだよいが、戦時中に亡くなった民間人は80万人にも達し、その方々の慰霊は今なお十分に行われているとはいえないので、国がそうした施設も造るよう、財協和協会に運動してもらいたいとの要請があり、執行部ももっともと思ひ、役所との折衝に入った。その際、毎年8月15日に東京の日本武道館で開催される「全国戦没者慰霊祭」が、戦後60年以上も経ち、御遺族を集めるのも大変で、この日、たった一日2時間の式典のために、非常に大きな費用がかかるとの情報も入った。そこで、当協会執行部は、毎年、武道館でのこの慰霊祭を、常設の施設とするべく、政府へ働きかけることにした。

そして、上田理事長と清原常務（共に当時）が、担当省庁を訪れ、大臣にそうした陳情を行った。その際、じっと聞いておられた大臣は、結論的に、国で造るのは政治的にむずかしく時間がかかるので、まずは財協和協会が進められてはどうか、との御意向があり、そこで、この件を、評議員会、理事会を開いて検討した結果、全会一致で、この事業を、当協会が推進することに決した。

そこで、当協会では、上田総理事長と清原淳平常務理事が中心となり、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県などの山々を視察して歩いた。その数は30カ所を超えた。その中から結局、眼下に河口湖が開け、正面に富士山の見える場所を選定し、櫻内会長、小玉理事も視察されてよかろうということで、推進することにな

り、小玉理事も、そのための費用を含め、協会の活動全体に多額の賛助金を提供くださった。しかし、土地買収の作業を進めていくうちに、それまでまとめ役を買って出てくれていた大地主の町会議員が、自分の土地を時価の10倍で買ってほしいと言いだし、一年近く交渉したが妥協しないので、当協会執行部は協議の結果、この土地を断念し、新たな土地を探すことになった。

そこで、上田理事長と清原常務は、また山歩きをし、今度は静岡県蒲原町の裏山で、後ろに富士山、前に駿河湾が見える土地を見つけ、町側との折衝に入った。この時も、櫻内会長、小玉理事は視察に行かれ、立地についての御承諾があった。この時も、当初は順調に進んだが、町長が選挙事情から自民党から民主党に鞍替えしたことなどもあり、やや積極性が欠けてきた。そうした折の春、小泉純一郎内閣総理大臣が靖国神社へ参拝したことから、中国や韓国が反発し、また、一部新聞が、「政府は靖国代替施設を造る予定」と誤報したことから、いわゆる靖国派が反発し、事態は混乱した。

当協会では、上記の経緯でもわかるように、当初から、靖国神社は靖国神社でその意義を尊重しており、それとは別の意義、つまり、他人・社会・国家へ尽くした殉職者を祀る。戦争犠牲者も民間人80万人を含める、武道館での年1回の式典に代わる常設の施設を造る、との趣旨で、建設を考えているのに、世間では、それを、靖国神社を廃止して代替施設を造ろうという一部勢力と混同・誤解して攻撃してくる者もいて、大層迷惑している。

当協会の主張は、平成10年印刷の「鎮魂と平和の苑」の趣意書や企画書でも明らかであり、その後、政府へ提出した要請書でも明らかである。さらに、当方の趣旨は、平成12年12月、総理官邸で福田康夫内閣官房長官と面談した時も資料とともに説明しており、また、福田内閣官房長官が造られた諮問機関「平和懇」の会長（前経団連会長）にもお目にかかって、御説明している。

こうして、当協会の「鎮魂と平和の苑」事業は、当時の櫻内会長・上田理事長を中心に、熱心に進められたのであり、政府や「平和懇」へも進言してあるので、この問題は、平成14年の初頭に、櫻内会長の「政府へ申し上げるだけの事は申し上げたので、政府の措置待ちとし、静観しよう」との意向に基づき、現在、静観している、という状況である。

▷なお、この「鎮魂と平和の苑」事業についても、現在、政府の措置待ちであるが、実現の可能性がはっきりした場合に備えて、特定資産として「鎮魂と平和の苑」事業資金として、一定額を国債で保持し、理事会・評議員会の承諾なしには取り崩せないようにしてある。

2、月例会ないし講演会

当協会は、定款第3条（目的）の趣旨、「この法人は、我が国内外の情勢を直視し、万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治、経済、社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を提言・発表・普及するとともに、国家的見地から追悼すべき方々を慰霊顕彰し、もって、我が国の政治、経済、社会体勢の発展に、寄与することを目的とする。」との精神に立ち、毎月1回、月例講話会を開いており、本年度も、時宜に応じて有力な専門家を招き、国家の基本に属する諸課題につき、意見を交換し検討した。

平成26年4月～27年3月の講題、講師については、別添えの講話記録を参照されたい。

3、要請書活動

当協会では、部会・委員会で調査・研究した結果、政府へ進言したほうがよいと判断したものについては、要請書の形に纏め、月例会にて諮った上で、関係各大臣に提出している。提出した要請書は、この40年間で、実に137本に及んでいる。

4、諸団体との協力援助

当協会は、まだ資金的余裕がないので他団体に資金援助することは出来ないが当協会には各界有力者が多数参加していることから協力を求める団体も多く、また、前記1に掲げた各部会の活動との関係で、各種団体や企業との協力も生じている。

特に、「時代を刷新する会」とは、設立の経緯から姉妹関係にあり、学者・技術者など専門家の参加が多い同団体とは、部会・委員会などの活動に関して、研究・調査、要請書起案などを協同し、あるいは研究委託をしている。

5、その他、財団の目的を達成するために必要な事業

当協会の活動が活発になるに伴って、各方面から、さまざまな相談を持ち込まれるようになってきている。それらが当協会の趣旨・目的に合致するかどうか、専務理事ならびに事務局で取捨選別の上、主たる事項は、関係部会・委員会にかけ、更に重要課題については、評議員会・理事会にて決する方針を採っている。

6、事業報告の附属明細書に記載すべき事項はありません。

以上